

## (仮称) 子ども基本条例の検討経過について

### 1. 「(仮称) 子ども基本条例」制定の基本的な考え方について

#### ①条例制定の背景について

子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められている。



このような状況の中で子どもの権利が守られ、地域社会や行政といった様々な主体が、子どもとの対話を通して子どもの育ちを支えるために果たすべき役割を、定めることが必要となっているため、本条例を定める。

#### ②町行政計画での位置づけ

##### 【第2期熊取町子ども・子育て支援計画（令和2年度から令和6年度）】

##### ○基本理念

『多様な「子どもの育ち」や「暮らし」を認め合い、支え合う、対話的まちづくり』

「子どもの最善の利益」、「子どもと親の育ち」、「住民協働」といった視点で、子どもにとって何が大切で、何が必要かを意識しながら、関係機関同士の「対話的」まちづくりを進め、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまち、さらには、愛着や誇りの持てるまちを目指します。

##### ○基本理念を実現する施策の展開

##### 5. 子ども青少年の社会的養護など

##### (1) 社会的養護の体制の整備

子どもが家庭の状況に左右されずに健やかに成長できるよう、相談事業や子どもの預かり事業、子育て家庭への経済的支援などの自立への支援を通して、様々な状況にある子どもと子育て家庭を支援します。

##### ○主な取り組み（抜粋）

事業名：(仮称) 子ども基本条例の制定

## 2. これまでの経過及び予定

子どもの権利が守られ、健やかな成長を支えることに関する基本理念等を定め、地域住民との協働によって、「子どもの最善の利益の実現」を目指す「(仮称)熊取町子ども基本条例」の制定に取り組むこととし、本条例に定めるべき基本的な内容について、令和2年1月に熊取町長から「子ども・子育て会議」への諮問がなされました。

これについて、条例に盛り込むべき内容を答申として取りまとめます。

### ○これまでの経過及び今後の予定

| 時期       | 実施内容                                                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| R2.1.31  | ・町長が「子ども・子育て会議」に条例制定について諮問                                                  |
| R2.10～12 | ・中学生へのアンケート調査実施                                                             |
| R3.2.9   | ・第1回条例検討部会開催<br>※部会は8名の委員と学生オブザーバー3名で構成                                     |
| R3.3.11  | ・庁内検討組織立上会議開催<br>※庁内関係課長で構成<br>(人権・女性活躍推進課長、学校教育課参事、生涯学習推進課参事、保育課長、子育て支援課長) |
| R3.5.18  | ・第1回庁内検討会議開催                                                                |
| R3.6.10  | ・第2回条例検討部会開催                                                                |
| R3.6～7   | ・小学生へのアンケート調査実施                                                             |
| R3.7.26  | ・第2回庁内検討会議開催                                                                |
| R3.7.30  | ・第3回条例検討部会開催                                                                |
| R3.8.17  | ・「子ども・子育て会議」開催<br>・(仮称)子ども基本条例の取り組み状況について)の説明                               |
| R3.10.7  | ・第3回庁内検討部会開催                                                                |
| R3.10.21 | ・第4回条例検討部会開催                                                                |
| R3.11.26 | ・「子ども・子育て会議」<br>・答申書の決定                                                     |
| R3.12    | ・パブリックコメント実施<br>※大人及び子どものそれぞれに向けた意見聴取の実施                                    |
| R4.3     | ・3月議会で条例審議                                                                  |
| R4.4     | ・条例施行                                                                       |

○（仮称）子ども基本条例・条例検討部会員名簿

【委員】

| 所 属 等                       | 氏 名                                                               |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| PTA 副会長                     | 令和 3 年 5 月 24 日まで 長谷目由美子（東小学校）<br>令和 3 年 5 月 25 日から 村上 めぐみ（熊取中学校） |
| 就学前保護者代表                    | 吉田 真琴                                                             |
| 熊取町校長会 代表                   | 令和 3 年 4 月 15 日まで 坂本 礼子（熊取北中学校）<br>令和 3 年 4 月 16 日から 寺田 暁司（中央小学校） |
| 町立保育所 代表                    | 渡邊 みどり                                                            |
| NPO 法人 ホームビジット・とんとん 理事長     | 坂本 百合                                                             |
| アトム共同保育園 園長                 | 野中 泉                                                              |
| 熊取町民生委員児童委員協議会<br>主任児童委員長   | 棚村 千鶴                                                             |
| 和歌山信愛大学 教育学部<br>子ども教育学科 准教授 | 森下 順子                                                             |

【オブザーバー】

学生 3 名

### 3. 中学生へのアンケート実施結果

中学生を対象に「(仮称) 子ども基本条例」をつくるためのアンケートを実施しました。アンケート結果については別添のとおり。

#### ①実施内容

- ・ R2.10 校長会（子どもアンケート実施、子ども基本条例説明）
- ・ R2.10 子どもアンケート実施（中学校3校）
  - ・ 熊取中学校 3年生 144人
  - ・ 熊取北中学校 3年生 115人
  - ・ 熊取南中学校 2年生 158人
  - 合計 417人

アンケートとりまとめ作業

#### ②アンケート結果の概要

- 問1「自分ことが好きですか。」の質問に対して、大きく、思うか思わないかに分けると、思わないの方が多いという結果となりました。（思う：約43.1%、思わない：約52.5%）
- 問2「夢中になっていること、やりがいを感じていることは何ですか。」の質問に対し、「インターネット」(23.4%)が最も多く、「自分ひとりでの読書や活動」(15.4%)、「学校のクラブ活動、部活動など」(14.1%)が続く結果となりました。その一方で、「夢中になったり、やりがいを感じることはない」が4.3%の割合となりました。
- 問3「ふだんの暮らしの中で、居心地がよく、安心していられる場所はどこですか。」の質問に対して、「自分の家」、「自分の部屋」及び「家族といっしょにくつろぐ部屋」の合計が62.6%と最も多いという結果となりました。その一方で、「居心地がよく安心できる場所はない」が0.8%の結果となりました。
- 問4「あなたのことを理解してくれていると思う人はだれですか。」の質問に対し、「父母」(23.6%)が最も多く、「友だち・先輩」(21.5%)、「担任の先生」と「学校の担任以外の先生」の合計(14.1%)が続く結果となりました。その一方で、「理解してくれていると思う人はいない」が3.0%の結果となりました。
- 問5「何か困っていること（なやみごと）はありますか。」の質問に対し、「ある」の16.8%に対し、「ないと思う」が78.9%の結果となり、「ある」と回答した生徒の具体的な内容については「勉強、成績のこと」「高校、進路のこと」「友達、人間関係のこと」等が多いという結果となりました。
- 問6「困っているとき、悩んでいるときはだれに相談しますか。」の質問に対し、先ほどの問4に対する回答と順番が逆転し、「友だち・先輩」(35.0%)が最も多く、次に「父母」(26.5%)となり、「担任の先生」と「学校の担任以外の先生」の合計(9.9%)がこれに続く結果となりました。一方で、「相談したいと思う人はいない」が9.9%と約1割を占める結果となりました。

- 問7「熊取町のどんなところが好きですか。(自由記載)」という質問に対しては、熊取町の特徴を記載してくれている生徒が多く、具体的には、自然に恵まれたところや、まわりの人のこと、やさしさやあいさつをしてくれるところ、また、安全で安心して暮らせるところ、都会と田舎のバランスがとれているところ、熊取駅に快速電車がとまる、などの記載が多いという結果となりました。
- 問8「熊取町がどんなまちになればよいと思いますか。(自由記載)」という質問に対しては、この前の問7の質問の熊取町の好きなところに対して、もっとよくなってほしい、熊取らしさがより伸びてほしい、具体的には、まわりの人のやさしさや、自然豊かな環境であり続けてほしいといった意見、また、お店とか商業施設の充実などの意見が多いという結果になりました。
- 問9「自分らしく生きること、子どもの権利について、自分の思いや伝えたことがあったら、書いてください。(自由記載)」という質問に対して、自分らしく生きることの大切さ、それには自分を好きになることが大切だという意見、大人は、子どもの意見をしっかり聞いてほしいといった意見、また、自分の主張だけでなく、いじめや差別をなくしてほしい、虐待などに対し丁寧な対応をしてほしいといった意見がありました。

#### 4. 小学生へのアンケート実施結果

小学生を対象に「(仮称) 子ども基本条例」をつくるためのアンケートを実施しました。  
アンケート結果については別添のとおり。

##### ①実施内容

###### ・R3.6 子どもアンケート実施（小学校5校）

|        |       |      |
|--------|-------|------|
| ・中央小学校 | 5・6年生 | 179人 |
| ・西小学校  | 5・6年生 | 161人 |
| ・南小学校  | 5・6年生 | 88人  |
| ・北小学校  | 5・6年生 | 192人 |
| ・東小学校  | 5・6年生 | 200人 |
| 計      |       | 820人 |

###### ・R3.7 アンケートとりまとめ作業

##### ②アンケート結果の概要

○問1「自分のことが好きですか。」の質問に対して、大きく、思うか思わないかに分けると、中学生へのアンケート結果と逆の結果となり、思うの方が多いという結果でありました。（思う：約59.3%、思わない：約39.6%）

○問2「夢中になっていること、やりがいを感じることは何ですか。」の質問に対し、「勉強」「運動」「その他のこと」「ない」のうち、「その他のこと」が最も多く、その内容が「ゲーム」など屋内での活動が多数を占めていましたが、次の「運動」(35.8%)も大きい割合を占めています。その一方で、「夢中になったり、やりがいを感じることはない」が4.1%の割合でありました。

○問3「安心できるときはいつですか。」の質問に対して、「自分の家にいるとき」(44.7%)で、次に「友だちといるとき」(30.8%)、「学校にいるとき」(13.0%)という結果となりました。「その他」の中には、家族と居るときや祖父母の家にいるときなどの回答も多く、大人といるときに安心感が得られる傾向にあることがうかがえる一方で、「1人の時」と回答した児童も一定数いました。

○問4「あなたのことをわかってくれると思う人はだれですか。」の質問に対し、「家族」(40.5%)が最も多く、「友だち」(34.5%)、「学校の先生」(17.1%)が続く結果となりました。その一方で、「いない」が3.50%の結果となりました。

○問5「こまったりなやんだりしていますか。」の質問に対し、「ある」の18.4%に対し、「ないと思う」が80.8%の結果となり、中学生への質問とほぼ同割合の結果となりました。「ある」と回答した生徒の具体的な内容については友だち関係や保護者や家族との関係など人との関わりに関すること、勉強や住環境に関することが多い傾向にありました。

○問6「こまったり、なやんだりした時はだれに話しますか。」の質問に対し、「家族」(39.6%)が最も多く、次に「友だち」(34.2%)となり、中学生へのアンケート結果とは逆の結果となりました。「学校の先生」(15.3%)がこれに続く結果となりました。その一方で、「話す人はいない」が7.1%を占める結果でありました。

○問7「熊取町のどんなところが好きですか。(自由記載)」という質問に対しては、好きなところを書ってくれた生徒が9割を超え、ほとんどの児童は熊取町に好きなところを見いだしているという結果でした。具体的には、自然に恵まれたところや、公園が多く町が静かで穏やかなところ、まわりの人がやさしくあいさつをしてくれるところ、だんじりまつりや熊取コロッケなどの特徴があるところを好んでいるという結果でありました。

○問8「熊取町がどんなまちになってほしいですか。(自由記載)」という質問に対しても、問7と同様に9割を超える児童が記載してくれました。内容も問7と同様の思いが多かったのですが、これからも安全で安心して生活できる町であってほしい、自然いっぱいであってほしいなどの意見が多いです。また、商業施設や公園がほしいといった意見も一定数ありました。

○問9「熊取町や大人に、してほしいことや、伝えたいことがあれば書いてください。(事由記載)」という質問に対して、生活環境の面で、安全・安心で暮らしやすい環境を望む意見、熊取町の自然を大切に維持してほしいという意見、施設面では、公園など子どもが遊べる場所を望む意見が多くあったほか、コロナ収束後に今できていない色々な行事を行ってほしいという意見もありました。

また、その一方で、たばこのポイ捨てや交通ルールを守らないなど、人々のマナーの改善を求める意見があったほか、いじめをなくしてほしいといった意見など、小学生の持つ様々な思いが表されました。

## 5. 第1回条例検討部会の内容【R3.2.9】

### ①中学生へのアンケート結果を踏まえての意見等

#### ○学生オブザーバーからの意見等

- ・親は、強い存在で、なかなか自分の意見を主張することができなかった。
- ・アンケートでは、大人、子どもの関係で見られるのではなくて、一対一の対等な関係であってほしいと思っている子どもが多かった。
- ・自身の経験から、親への相談は最終的に否定されることが多かったが、友達であれば、一回は自分の意見を認めてくれることもあって、アンケート結果（友だち・先輩が1位）が理解できた。
- ・インターネットでも相談できずにいる子どもに対して、コミュニケーションをとってくれる人や場があればいい。
- ・自身の経験では、親が強かったので、自分の意見が言えた記憶がない。ストレスがたまって、全部溜め込んでいた。

#### ○部会員からの意見等

- ・熊取町は、いい意味で小さな町であることの良さがある。行政と市民の距離感が近い。
- ・子育てにやさしいまちになるために、子育て支援だけではなく、親支援も大切である。また、アンケートについて、コロナ禍の影響が出ているのでは。
- ・コロナ禍においてSNSが人とつながる手段であった。学校が始まったときに、友だちと顔を合わせたことが嬉しかったという生徒が多かった。
- ・コロナ禍ではあるが、今の状況からインターネットが一番であることは、自然な流れ。
- ・結構中学生のみんなはちゃんと考えている。（大人はちゃんと話を聞いてよ。自分のこと、社会のこと、考えているよ。ということが伝わってきた。）
- ・逆に、大人にも同じように権利があれば良いと思うという意見もあった。
- ・子どももきちんと考えをもって、大人のように扱ってほしいと思っていることが感じられる。子どもたちにとっては、年代的に、共感的な対応も大事。
- ・気軽に相談できる場所がどこかにあると安心。  
学校はそういう場所であるのかな（SC、SSWなどの活用）。
- ・中学生くらいまでは、心のなかでちょっと違うと思っても、保護者の考えのもとに育てられているのかな。中学校3年間の中では、親の考え学校の先生の考えを聞いていくことが大事。でも、考えが違う場合は、そうじゃないよねっていうことを友達や周りの人に話ができる環境があることも大事。
- ・学校では、担任の先生と教育相談をしている。（コロナ禍ではより丁寧に）
- ・自分が子どもころは、大人の決めたことに従うということが多かった。  
今の保育現場は、子どもが、考え参加することを大切にしている。
- ・気軽に声があげられる雰囲気づくりが大切（こんなこと言ったらだめとか、子どもが自分で声をだすのに苦戦する環境はよくない）。



## ②子どもの権利に係る国際的な考え方や他市町村の状況を踏まえての意見等

### ○学生オブザーバーからの意見等

- ・自分が子どものときは、意見が通らなくて、いやだったが、今では感謝している。親には、子どもにしっかり向き合ってほしい。
- ・中学生の頃は、自分の思いどおりにいかなかったら、なんやねんという思いがあったが、今考えると親は親でいろいろ抱えているものがあって、親の気持ちを考えられていなかった。
- ・アンケートでは、自分中心での意見が多かったが、親がどうの、子どもがどうのではなく、相手のことを考えられる人にならないといけない。

### ○部会員からの意見等

- ・保護者が子育てについて第一義的責任をもつということだが、子どもの権利のなかには、親の責務、親の支援がやはり重要。親の責務は第一義だと思う。
- ・親と子どもが、たくさんのことを悩み考え話し合おうとしている相手であると認め合うことが、一人ひとり認められて意見を言う権利であるということだと思う。  
(子どもが意見を言えば良いとかそういうことではなく、対話が大事ということがアンケートから読み取れる)
- ・保育園に預けたときに、母親像はいらないと思った。自分が良いように見られることを意識しなくなったら、子育てが楽になり、子どもに頭ごなしに注意することがなくなった。
- ・年代を超えての対話が大切  
誰でもいいから自分の思いを伝える場所が必要(家庭、学校、地域のおじちゃん、おばちゃんなど)。そういう意味で、熊取町のいいところ生かしていくことが大切。親への支援も大切
- ・校則や親の言うことについて、なぜ、それが必要なのかを理解することが大切。
- ・対話は必要である。しかし、親の考えから離れた子どもに対して、手をはなしてしまう親もいることが、悩ましい、しんどいところ。

#### 【上記の意見等を踏まえてのキーワード】

- ・熊取町の行政規模の優位性(行政と町民との距離感)
- ・子育てにおける保護者の役割(第一義的な役割)
- ・親、保護者への支援。
- ・子どもには、大人・子どもの関係ではなく、対等に話し合える関係であるべきとの思いがあること。
- ・年代を超えての対話、自分の思いを伝える場所があることの重要性(熊取町のいい部分を伸ばす。)
- ・子どもの居場所の大切さ(ありのままの自分でいられる場所)
- ・困ったときに相談できる場所をもつこと。(SOSを出せる場所を知っていること。)

## 6. 第2回条例検討部会の内容【R3.6.10】

### ①条例骨子素案について（意見等）

#### ○条例の対象

- ・ボランティア団体を、学校や保育所等の施設と同様として、「子ども施設等」に含めるのは適切なのか。4章の「子ども施設等の責務」の内容では責任が重い。

#### ○子どもを取り巻く主体の責務

- ・「子育てに関する経験や知識等が必要なものに対し、それを正しく伝える」について正解がなく重すぎる。受け止めて、相談に乗れる環境をつくるといった表現ではどうか。
- ・「正しく」や「適切な」といった表現は常に正解を求めていかなければならないとか、間違えられないとの受け止めをしてしまう。失敗できないということは、子育てにはあまりない。

#### ○保護者等の責務

- ・「常にその子どもに応じた適切な関わりを行う」について「子どもに応じた適切な関わりは」時代にあっているが、「常に」は重い。はじめて保護者になる方がこれを読んだときに、負担に感じる。
- ・「その子どもに応じた適切な関わり」については、学校現場や施設の役割になるのでは。
- ・保護者は、まず、自分の責任の中で、安全・安心でいられるように促していく役割であって、「まわりに相談できることを知る」という表現は常にということになると重たく感じる。
- ・困ったときや悩んだときに限らず、しんどいということを言っていよいよということが伝わるような表現をいれるべき。
- ・「自ら手本を示し」という表現は重い。

#### ○子ども施設等の責務

- ・「全ての子どもが、分け隔てなく学び成長する機会を得られるようにする。」の「分け隔て」は、学ぶ権利や場がどの子にも平等に与えられるという意味であると思う。
- ・上記について、全ての子どもが主語になっているので、「分け隔て」のところは、「個に応じた適切な学び」などの表現の方がいいのでは。
- ・保育所においても、子どもの育った環境や個別配慮の必要に応じて、一人ひとりにあわせて保育を行っている。

#### ○責務と役割

- ・この条例は、子どもの権利が守られるということに重きをおいている。そういう意味で、大人には責務がある。また、行政も役割ではなく、責務になるのではないか。（責務という表現が適当であるかは別として）
- ・いろいろな子どもの権利が、義務と引き換えではないという認識がとても大切である。
- ・家庭での養育力の低下など子どもを取り巻く環境が変わってきている。子どもを中心においた家庭環境が大切、保護者にこれに重きをおいてもらわないといけない。
- ・親支援の大事さもある中で、親に対して責務というのは重い。

**【上記の意見等を踏まえてのキーワード】**

- ・子どもの権利は、責務と引き替えではない。
- ・失敗できないという考え方は、子育てにはふさわしくない。
- ・子どもを中心においた家庭環境が重要であること。
- ・保護者は、困ったときや悩んだときに限らず、周りの人に相談したり頼ることができる。

**②虐待、いじめなどの権利侵害についての状況説明**

担当職員から、本町における、虐待、いじめなどの権利侵害についての状況説明を行う。

**③スケジュールについて**

令和4年3月議会への議案上程に向けたスケジュールが承認され、町長への答申を行う前に、パブリックコメントを行うこととなる。

**④子ども記念日の設定について**

検討部会において、子どもの権利について考える日として設定することになる。

**⑤その他**

小学生を対象に、子どもの権利に関するアンケート調査を実施することを決定する。  
アンケートの内容については、副部会長、教育委員会、事務局に一任いただく。

（仮称）熊取町子ども基本条例 骨子（素案）

1. 条例制定の目的、対象

①目的

子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められています。

このような状況の中で子どもの権利が守られ、地域社会や行政といった様々な主体が、子どもとの対話を通して子どもの育ちを支えるために果たすべき役割を、定めることが必要となっているため、本条例を定めます。

②条例の対象

○「子ども」

- ・18歳未満の者、並びに18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者

○「町民等」

- ・熊取町に居住、滞在、通勤、通学、事業をする者、並びに事業を有する者など熊取町に関わりのある者

○「保護者等」

- ・親権を行う者、未成年後見人、その他子どもを現に監護する者

○「子ども施設等」

- ・学校教育法、児童福祉法等に規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設や団体、活動する者等

2. 子どもと子どもを取り巻く主体の対話

- ・子どもと子どもを取り巻く様々な主体は、多様な子どもの育ちを支え、対話に努める。

3. 子どもの権利、役割

①子どもの権利

○生きる権利

- ・命が守られ、尊重される。
- ・愛情をもって心身ともに健やかに育てられ、育つことができる。

○育つ権利

- ・学び、遊び、休息できる。
- ・安心して居られる場所がある。
- ・必要とするとき、相談、支援、助言を受けられる。

○守られる権利

- ・虐待やいじめなどのあらゆる暴力から守られる。
- ・プライバシーが守られる。

○参加する権利

- ・自分の意見や考えを自由に表明することができ、尊重される。
- ・仲間をつくり、集まり、活動できる。
- ・自分の意見を、誰にでも伝え、相談することができる。

②子どもの役割

- ・社会の一員であることと、自立・自律していく必要を認識し、きまりをまもる。
- ・自分を大切にし、同様に他人を大切にする。

#### 4. 子どもを取り巻く主体の責務

##### ①町民等をはじめとするそれぞれの主体共通の責務

- ・子どもが安全・安心に暮らし、成長できるまちづくりや環境づくりに協力する。
- ・子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどが疑われるときは、適切な相談に結びつける。
- ・様々な主体が互いに自分の役割と子どもへの関わりを両立できるよう協力する。
- ・それぞれの子どもに応じ、適切に関わりが持てるよう、互いに協力しなければならない。
- ・子どものよい手本になるよう行動する。
- ・子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、それを正しく伝える。

##### ②保護者等の責務

- ・子育てに第一義的な責任を有することを知り、子どもが安全・安心に生活できる環境をつくり、子どもを養育し必要な教育を受けさせ、成長を促す。
- ・常にその子どもに応じた適切な関わりを行う。
- ・子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、自ら手本を示し、子どもに伝える。
- ・子どもについて、困ったことがあったり悩んだときは、まわりに必要な相談や協力を求めることができることを知る。

##### ③子ども施設等の責務

- ・子どもが、他の子どもや職員等との関わりや、集団生活、その活動などを通じ、必要な社会性や学力、自ら学び考える力などの生きる力を身につけるようにする。
- ・全ての子どもが、分け隔てなく学び成長する機会を得られるようにする。

#### 5. 行政の基本的な役割

##### ①熊取町の責務

- ・子どもや子どものまわりの様々な主体が、それぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応できるように相談支援体制を確保し、維持しなければならない。
- ・「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を立て、実行しなければならない。

##### ②虐待やいじめなどへの対応

- ・子どもへの虐待やいじめなどの防止のため、誰でも相談できる窓口を確保し、維持しなければならない。
- ・関係機関と連携し、子どもへの虐待やいじめなどの予防及び早期発見に取り組む。
- ・虐待やいじめなどを受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に取り組まなければならない。

##### ③情報の取り扱い

- ・虐待やいじめなどをはじめとするあらゆる相談等の情報を適切に管理、運用しなければならない。

#### 6. 広報及び啓発

- ・熊取町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報、啓発をしなければならない。

## **7. 第3回条例検討部会の内容【R3.7.30】**

### **①小学生へのアンケート調査について**

小学生へのアンケート調査の結果報告を、別添（6～7 ページ）のとおり行う。

### **②条例骨子素案について**

主な意見

- ・保護者が行う「子育て」と「子育て以外の役割」の両立について、まわりの者が、配慮したり協力したりすることについて、条例を見る者にとってよりわかりやすい表現にすべきである。
- ・子どもも社会の一員として、子どもたちへのメッセージとして、「自分を大切にし、同様に他人を大切にする。」という考え方を表現すべきである。
- ・子どもたちが見てわかりやすい条例にすべき。

### **③スケジュールについて**

今後のスケジュールについて説明を行う。この中で、パブリックコメントをかけるタイミングについて、当初は今年11月にパブリックコメントかけて12月に答申を行う予定でありましたが、これを11月に答申を行うスケジュールとすることが合意される。

### **④その他**

条例の名称について、熊取町から諮問受けた際の名称が「(仮称) 子ども基本条例」であるが、今回の条例の中身が子どもの権利に関する内容となるため、「子どもの権利条例」という名称が適切であることが合意される。

（仮称）熊取町子ども基本条例 骨子（素案）

## 2. 条例制定の目的、対象

### ①目的

子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められています。

このような状況の中で子どもの権利が守られ、地域社会や行政といった様々な立場の者が、子どもとの対話を通して子どもの育ちを支えるために果たすべき役割を、定めることが必要となっているため、本条例を定めます。

### ②対象

この条例における各対象の意義は次のとおりとします。

#### ○「子ども」

- ・18歳未満の者、並びに18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者

#### ○「町民等」

- ・熊取町に居住、通勤、通学をする者、及び町内で事業または地域活動を行う者

#### ○「保護者等」

- ・親権を行う者、未成年後見人、その他子どもを現に監護する者

#### ○「子ども施設等」

- ・学校教育法、児童福祉法、社会教育法に規定する施設、その他子ども子育て支援に関する施設等

## 2. 子どもの権利

子どもは生まれながらに、何か責任を果たすことと引き換えにすることなく、子どもの権利条約に基づく権利が保障されています。

そして、特に保障されなければならない権利について、次のとおり規定します。

### ○生きる権利

- ・命が守られ、尊重される。
- ・愛情をもって心身ともに健やかに育てられる。

### ○育つ権利

- ・学び、遊び、休息できる。
- ・安心して居られる場所がある。
- ・必要な支援や助言を受けられる。

### ○守られる権利

- ・虐待やいじめなどの権利侵害から守られる。
- ・プライバシーが守られる。

### ○参加する権利

- ・自分の意見や考えを自由に表明し誰にでも相談することができる。
- ・仲間をつくり、集まり、活動できる。

## 3. 子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話

- ・子どもと子どもを取り巻く様々な立場の者は、対話に努め、多様な子どもの育ちを支える。

#### 4. 子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務

##### ①町民をはじめとする様々な立場の者の役割

子どもが安全・安心に暮らし、成長できる環境づくりのため、次の役割を果たすよう努める。

- ・子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどの権利侵害が疑われるときは相談につなげる。
- ・様々な立場の者は、保護者等の自身の役割とその子どもへの関わりが両立できるよう協力する。
- ・それぞれの子どもに応じた関わりを持てるよう、互いに協力する。
- ・子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、思いや悩みを受け止め、相談できる環境をつくる。

##### ②保護者等の責務

保護者等は、子どもが安全で安心して生活できるように責任を持つ立場にある一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に、子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識のもとに、次のことを行う。

- ・子どもに愛情を持って向き合い、その子どもに応じた養育を行い成長を促す。
- ・子どもが必要な教育を受けられるようにする。
- ・子どもに基本的な生活習慣が身につくように行動する。

##### ③子ども施設等の責務

子ども施設等は、子どもの健やかな成長に重要な役割を果たすため、次のとおり子どもの育ちを支える。

- ・子どもが他者との関わりや集団生活などを通じて、必要な社会性や自ら学び考える力などが身につくように関わる。
- ・子どもがその子どもに応じた学びや成長ができるように関わる。
- ・子どもに関する課題に早期に気付くように努め、気付いた場合は必要な支援を行う。

#### 5. 熊取町の責務

##### ①相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行

- ・子どもや子どものまわりの様々な立場の者が、それぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応できるように相談支援体制を確保し、維持しなければならない。
- ・「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を実行しなければならない。

##### ②虐待やいじめなどの権利侵害への対応

- ・誰でも相談できる窓口を確保し、維持しなければならない。
- ・関係機関と連携し、予防及び早期発見に取り組む。
- ・権利侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に取り組まなければならない。

##### ③情報の取り扱い

- ・あらゆる相談等の情報を適切に管理、運用しなければならない。

#### 6. 広報及び啓発

- ・熊取町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報、啓発をしなければならない。
- ・子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、毎年11月20日を熊取町子どもの権利の日とする。



## 8. 第4回条例検討部会の内容【R3.10.21】

### ①条例骨子案について

#### 主な意見

- ・町民をはじめとする様々な立場の者の役割における、「保護者としての子どもへの関わりとその他の役割」を両立するという部分について、その他の役割がわかりづらいので、「社会の一員としての役割」とすることが適切ではないか。
- ・全体的な表現が「ですます調」の柔らかい表現になっているが、4の「子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務」における個々の表現が、「ですます調」でないところがあるので、統一すべきではないか。
- ・2の「子どもの権利」の「育つ権利」のところで、「安心して居られる場所」という表現があるが、普段キーワードとして使われている「居場所」という言葉を使い「安心できる居場所」に置き換えた方がわかりやすい。
- ・1の②対象の中の「保護者」について、普通に保護者という表現が使われており、意義はこれで良いと考える。

### ②条例前文について

#### 主な意見

- ・6行目に「その子どもに応じた方法で」という表現があるが、この中の「方法」という表現について、「関わり」という表現の方が適切ではないか。
- ・5行目に「地域社会全体で子どもの成長の妨げになるような障壁を取り除き、」のところについて、この部分が否定的な文章になっており、プラスの部分、マイナスの両方に関わるような表現として、「地域全体で子どもの成長をも守り、その子どもに応じた関わりで…」といった表記が適切ではないか。
- ・文章全体の中に「成長」という言葉がとても多いので、整理が必要ではないか。
- ・17行目に「一人ひとり」という表現がある一方で、条例骨子案では「一人一人」という表現となっており、統一すべきである。
- ・5行目に「伸び伸び」という表現があるが、ひらがな表記の方が適切ではないか。
- ・条例骨子案を作るに際し、小中学校の子どもたちの意見を聞き、これを反映した経過があり、このことが前文に適切に反映されている。

（仮称）熊取町子どもの権利に関する条例 骨子（案）

3. 条例制定の目的、対象

①目的

子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められています。

このような状況の中で、子どもの権利及び、地域社会や行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を、本条例で定めます。

②対象

この条例における各対象の意義は次のとおりとします。

○「子ども」

- ・18歳未満の者、並びに18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者です。

○「町民」

- ・熊取町に居住、通勤、通学をする者、及び町内で事業または地域活動を行う者です。

○「保護者」

- ・親権を行う者、未成年後見人、その他子どもを現に監護する者です。

○「子ども施設」

- ・学校教育法、児童福祉法、社会教育法に規定する施設、その他子ども子育て支援に関する施設等です。

2. 子どもの権利

子どもは生まれながらに、何か責任を果たすことと引き換えにすることなく、子どもの権利条約に基づく権利が保障されています。

そして、子どもは自身の権利が大切にされます。また同様に、他者の権利を大切にする必要があります。

そのうえで、代表的な4つの子どもの権利を、次のとおり規定します。

○生きる権利

- ・命が守られ、尊重されます。
- ・愛情をもって心身ともに健やかに育てられます。

○育つ権利

- ・学び、遊び、休息できます。
- ・安心して居られる場所があります。
- ・必要な支援や助言を受けられます。

○守られる権利

- ・虐待やいじめなどの権利侵害から守られます。
- ・プライバシーが守られます。

○参加する権利

- ・自分の意見や考えを自由に表明できます。
- ・仲間をつくり、集まり、活動できます。

3. 子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話

- ・子どもと子どもを取り巻く様々な立場の者は、対話に努め、多様な子どもの育ちを支えます。

#### 4. 子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務

##### ①町民をはじめとする様々な立場の者の役割

町民をはじめとする様々な立場の者は、子どもが安全・安心に暮らし、成長できる環境づくりのため、次の役割を果たすよう努めなければなりません。

- ・互いに協力し、一人一人の子どもに応じた関わりを持つ。
- ・保護者が、保護者としての子どもへの関わりとその他の役割を、両立できるよう協力する。
- ・子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、思いや悩みを受け止め、相談できる環境をつくる。
- ・子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどの権利侵害が疑われるときは相談につなげる。

##### ②保護者の責務

保護者は、子どもが安全で安心して生活できるように責任を持つ立場にある一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に、子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識のもとに、次のことを行わなければなりません。

- ・子どもに愛情を持って向き合い、その子どもに応じた養育を行い成長を促す。
- ・子どもが必要な教育を受けられるようにする。
- ・子どもに基本的な生活習慣が身につくように行動する。

##### ③子ども施設の責務

子ども施設は、子どもの健やかな成長に重要な役割を果たすため、次のとおり子どもの育ちを支えなければなりません。

- ・子どもが他者との関わりや集団生活などを通じて、必要な社会性や自ら学び考える力などが身につくように関わる。
- ・子どもがその子どもに応じた学びや成長ができるように関わる。
- ・子どもに関する課題に早期に気付くように努め、気付いた場合は必要な支援を行う。

#### 5. 熊取町の責務

##### ①相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行

- ・子どもや子どものまわりの様々な立場の者が、それぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応できるように相談支援体制を確保し、これを維持します。
- ・「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を実行します。

##### ②虐待やいじめなどの権利侵害への対応

- ・誰でも相談できる窓口を確保し、これを維持します。
- ・関係機関と連携し、予防及び早期発見に取り組みます。
- ・権利侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に取り組みます。

##### ③情報の取り扱い

- ・あらゆる相談等の情報を適切に管理、運用します。

#### 6. 広報及び啓発

- ・熊取町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報、啓発をします。
- ・子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、子どもの権利条約が国連総会で採択された11月20日を熊取町子どもの権利の日とします。

（仮称）熊取町子どもの権利に関する条例 前文（案）

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在であり、その成長は人々の共通の願いです。

そして、自分の思いや望みを表現し、自分と同様に他者を大切にし、周りの様々な者との関わりを通して、無限の可能性を持ちながら成長していきます。

一方で大人は、子どもが伸び伸びと育つため、地域社会全体で子どもの成長の妨げになるような障壁を取り除き、その子どもに応じた方法で、成長を支える役割を担います。

熊取町では、町民をはじめとする人々との協働を大切にし、お互いの顔が見える距離で、子どもが健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでいます。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGsの目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りを持てるまちにしたいと考えます。

これらを踏まえ、子どもたちから多くの貴重な思いを聞き、その気持ちを受け止め、子どもの最善の利益をみんなで考えながら、この条例づくりに取り組みました。

そして、熊取町は「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもたち一人ひとりの権利が守られ、熊取町の緑豊かな自然と人々の愛情の中で、夢と希望と豊かな心をもって成長できるまちの実現を決意し、この条例を制定します。